

三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労)

ニュース 第21号

2009年1月15日

事務局・琉球大学教授職員会(内線 2023)

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組(内線 2024)

琉病労(内線 7-2099)

あけましておめでとうございます。

三者連絡会は、この間、「亜熱帯島嶼科学研究拠点を担う若手研究者育成プログラム」により採用される研究者及び外部資金を財源とする職員一般に係わる就業規程について折衝を重ねてきました。そして、昨年末12月18日(木)17時30分より、大学当局と団体交渉を行い、以下のような規程案で合意に達しました。なお、特命職員(I)は、外部資金を財源とする職員一般を指し、特命職員(II)は、上記プログラムによって採用される職員のみを指します。

国立大学法人琉球大学特命職員(I)就業規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学職員就業規則第2条第1項の規定に基づき、国立大学法人琉球大学(以下「本学」という。)において、教育研究上のプロジェクト(以下「プロジェクト」という。)の実施を目的とした外部資金又は運営費交付金のうち特別教育研究経費(以下「外部資金等」という。)により期間を定めて雇用する特命職員(I)(以下「特命職員」という。)の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 特命職員とは、プロジェクトに従事させることについて、学長が特に必要であると認めた次に掲げる者をいう。

- (1)特命教員 教育、研究又は診療に専属的に従事させるため雇用する教育職員(特命教授、特命准教授、特命講師、特命助教、特命助手)
- (2)特命研究員 学術研究に専属的に従事させるため雇用する研究職員
- (3)特命一般職員 プログラム実施のために必要な業務に従事する一般職員

(就業条件)

第3条 特命職員の就業に関する事項について、この規程に定めのない事項については、国立大学法人琉球大学職員就業規則、国立大学法人琉球大学教員就業規程又は国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則を準用するものとし、当該特命職員が従事する業務内容等に基づき、学長が各人別に労働条件通知書に明示する。

2 特命職員は、パートタイムの非常勤職員とする。ただし、学長が必要と認めた場合は、任期付きの常勤職員とすることができる。

(雇用手続等)

第4条 特命職員の雇用にあたっては、当該職員が所属することとなる学部等の長又はプロジェクト代表者からの申請により、役員会の議を経て学長が雇用する。

2 特命職員の選考にあたって、雇用される者の年齢は、本学の定年年齢を考慮の上、選考を行うものとする。

(雇用期間等)

第5条 特命職員の雇用期間は、プロジェクトの実施期間を超えて設定することはできない。また、プロジェクトの実施期間が事業年度を超える場合は、採用日の属する事業年度の末日を雇用期限とする。

2 前項の雇用契約は、本人の健康状態・勤務態度・能力・実績、雇用に要する経費及び従事する業務の必要性等を勘案して学長が必要であると判断したときは、契約期間を更新することがある。ただし、この場合であっても、プロジェクトの実施期間を超えて更新することはない。

(給与等)

第6条 特命職員に支給する給与等は、原則として本給及び諸手当とし、外部資金等に付された条件の範囲内において決定し、労働条件通知書に明示する。

2 採用時の本給は、特命職員として雇用される者の経験、業績及びプロジェクトに応じ、原則として常勤職員に準じて決定する。ただし、外部資金等に付された条件によっては、本給を調整することがある。

3 前項の本給は、当該特命職員が従事する業務内容等に基づき、学長が決定する時間給、日給、月額給又は年額給とする。

4 雇用を更新した場合の給与等は、毎年度その者の業績等を勘案して決定することができる。

(年度一時金等)

第7条 非常勤職員である特命職員には年度一時金は支給しない。

2 常勤職員である特命職員にあつては、外部資金等に付された条件の範囲内において年度一時金を支給することができる。

3 勤続期間の計算は、特命職員として在職した事業年度内の期間とし、その他の期間との通算は適用しない。

4 年度一時金の支給に関し、その他必要な事項については、国立大学法人琉球大学非常勤職員(フルタイム職員)年度一時金規程を準用する。

(労働時間等)

第8条 第3条の規定にかかわらず、特命職員の労働時間及び休日等については、国立大学法人琉球大学非常勤職員の労働時間等に関する規程を準用する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、特命職員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

国立大学法人琉球大学特命職員(Ⅱ)就業規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、亜熱帯島嶼科学研究拠点を担う若手研究者育成プログラム(以下「プログラム」という。)の実施にあたり雇用する特命職員(Ⅱ)(以下「特命職員」という。)の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 特命職員とは、プログラムの実施にあたり雇用する若手研究者及び事務等に従事する次に掲げる者をいう。

- (1)特命教員 亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構において主として研究に従事し、必要に応じて教育に従事する特命准教授及び特命助教
- (2)特命一般職員 プログラム実施のために必要な業務に従事する一般職員

(就業条件)

第3条 特命職員の就業に関する事項について、この規程に定めのない事項については、本学常勤職員に適用される就業規則を準用する。

2 特命職員は、任期付の常勤職員とする。

(選考及び業績審査)

第4条 特命教員の選考及び業績審査は、プログラム運営委員会において行う。

(雇用期間等)

第5条 特命職員の雇用期間は、採用日の属する事業年度の末日を雇用期限とする。

2 前項の雇用期間は、本人の健康状態・勤務態度・能力・実績及び雇用に要する経費等を勘案して雇用期間を更新することがある。ただし、この場合であっても、平成25年3月31日を超えて更新することはない。

(給与等)

第6条 特命職員に支給する給与等は、本給及び諸手当とし、国立大学法人琉球大学職員給与規程に基づき決定し、労働条件通知書に明示する。

(年度一時金等)

第7条 特命職員にはプログラムに付された条件の範囲内において年度一時金を支給することができる。

2 勤続期間の計算は、特命職員として在職した事業年度内の期間とし、その他の期間との通算は適用しない。

3 年度一時金の支給に関し、その他必要な事項については、国立大学法人琉球大学非常勤職員(フルタイム職員)年度一時金規程を準用する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、特命職員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行し、平成21年1月1日から適用する。

上記特命職員(Ⅰ)及び(Ⅱ)の就業規程(案)については、交渉過程において、いくつかの争点がありました。その中で最後まで問題となった点として、特命職員(Ⅰ)就業規定(案)については、給与に関して、常勤職員に準じるとする原則を条文化するか否か、特命職員(Ⅱ)就業規程(案)については、テニユア・トラックとして5年後に提供されるポストに関して、採用部局が責任を持つということをいかにして明確にするか、ということでした。

前者については、「第6条 2 採用時の本給は、特命職員として雇用される者の経験、業績及びプロジェクトに応じ、原則として常勤職員に準じて決定する。ただし、外部資金等に付された条件によっては、本給を調整することがある。」において、当局案にはなかった下線部分が、交渉の結果、追加されました。この修正、特に下線部の前半が条文化されたことにより、特命職員(Ⅰ)の本給について、常勤職員に準じるのを原則とすることが明確になりました。

後者については、就業規程(案)そのものに何らかの規程を置くということは適いませでしたが、当局からの資料により、「亜熱帯島嶼科学研究拠点を担う若手研究者育成プログラム」によって採用されるポスト及び5年後の提供ポストについては、次のようになっていることが確認されました。

第1分野	医学分科	特命准教授1	特命助教1
	→(5年後)医学部	准教授1	助教1
第1分野	分生研分科	特命助教1	
	→(5年後)熱生研	から准教授1	を3年間借用
第2分野	理学分科	特命准教授1	特命助教2
	→(5年後)理学部	教授3	
第2分野	熱生研分科	特命助教1	
	→(5年後)熱生研	准教授1	
第3分野	工学分科	特命准教授1	特命助教1
	→(5年後)工学部	准教授1	助教1
第3分野	農学分科	特命准教授1	
	→(5年後)農学部	准教授又は助教1	

この後も引き続き団体交渉が続きます。忙しい年度末となることが予想されますが、今年もどうぞよろしくお願いいたします。